

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

【基本的な考え方】

当社は、豊かな生活空間づくりに貢献することにより、未来をひらく総合設備産業として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社を取り巻く法令・倫理の遵守を徹底することはもとより、お客さまをはじめ、株主や取引先、地域社会、従業員などのステークホルダーと適切に協働することを重要課題と位置づけ、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

【基本方針】

- (1) 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2) お客さま・取引先・地域社会・従業員等のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4) 取締役会の受託者責任・説明責任を踏まえた責務の遂行に努めます。
- (5) 株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4】

議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、機関投資家からの要望が無いことや当社株主の海外投資家の比率が相対的に低いことから、当面、実施しません。ただし、環境整備のニーズが高まれば、実施に向けて検討します。なお、電磁的な方法(インターネット)による議決権の行使については、可能としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社で定めた政策保有株式投資基準「第2条 政策保有株式の取得・売却に関する基本方針」に基づき、営業上、株式を取得・保有することにより、受注関係等に有利に働く可能性が認められる場合や営業以外の取引において取引の優位性・安定性に資するなど、当社のバリューチェーン形成に有利に働く可能性が認められる等、中長期的な企業価値の向上に資すると取締役会等で判断した場合について、保有していく方針です。また、政策保有の継続の可否については、保有先企業及びそのグループ企業との取引状況に加え、財政状態、経営成績、株価、配当等の状況を総合的に判断し、定期的に検討を行い、政策保有の意義が薄れたと判断した株式については、縮減を図ります。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使基準

議決権行使にあたっては、投資先企業の持続的な成長と企業価値の向上に繋がるか、株主価値の向上に寄与するか、株主として不利益を被る可能性はないかなどの観点に加え、政策保有株式投資基準「第3条 政策保有株式に係る議決権行使の基本スタンス」に基づき精査し、判断しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

取締役の利益相反取引及び競業取引については、取締役会への付議・報告事項としており、取引毎に取締役会による承認・報告を実施しています。また、主要株主との取引にかかる取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書で開示しています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の年金制度は、確定給付型年金と確定拠出型年金を併用しており、確定給付型年金資産の運用は、四電工企業年金基金により行われています。

企業年金基金資産の運用に関して、当社からは年金資産運用に専門的知識を有する人材を職員として 配置しています。また、基金では「年金資産の運用に関する基本方針」に基づき、積立金の運用を複数の運用機関へ委託し、当社は定期的に基金の運営全般の健全性を確認しています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行っています。

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「経営理念」として、次の4項目を掲げています。(当社ホームページ参照)

1. 未来をひらく総合設備産業をめざします。
2. 豊かな生活空間づくりに貢献します。
3. お客さま第一でベストをつくします。
4. あらゆる可能性にチャレンジします。

また、「中期経営指針」を策定し、当社ホームページ・TDnetで開示するとともに、現状認識を踏まえた対処すべき課題とその方策について、毎

年、株主総会招集通知や有価証券報告書などで開示しています。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の の1. 基本的な考え方をご参照ください。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書の の1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】をご参照ください。

(4) 取締役会が経営幹部の選解任と取締役(監査等委員である取締役を除く。)*監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く。)*候補の指名にあたっては、当社の経営及び各事業分野に関する知見を有し持続的な企業価値の向上に資する人材という観点を踏まえ、経営及び重要な業務執行の意思決定並びに業務執行の監督等の職責を委ねるのに相応しい適任者を、取締役会全体のバランスを考慮し、指名・報酬委員会への諮問を経た上で、取締役会が候補者として指名し、株主総会に提案しています。併せて、取締役の任期を1年と定め、その職務執行状況等を次期の指名等に反映させることとしています。

監査等委員である取締役候補の指名にあたっては、監査等委員である取締役が取締役の職務の執行を監査・監督するとともに、取締役会の構成員として、経営の意思決定も担うことから、財務・会計に関する知見、企業経営や当社事業分野に関する知識・経験などの人材構成の多様性を考慮しつつ、公正な立場で意見・助言できる適任者を、指名・報酬委員会への諮問を経た上で、取締役会が候補者として指名し、監査等委員会の同意を得て、株主総会に提案することとしています。

役員の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、取締役会で審議の上、株主総会に解任を提案することとしております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役(監査等委員である取締役を除く。)*監査等委員である取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

社外取締役の各候補者の選任・指名については、株主総会招集通知に個々の選任理由及び期待される役割を記載しています。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)*及び監査等委員である取締役候補者個人別の経歴を株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しています。

役員の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、取締役会で審議の上、株主総会に解任を提案し、提案理由を株主総会招集通知に記載することとしております。

【補充原則4-1-1】

取締役会に付議する事項は、取締役会規程において、(1)株主総会に関する事項(2)取締役に係る事項(3)事業運営に関する重要事項(4)株式に関する事項(5)会社の計算に関する事項(6)その他、法令または定款に定める事項及び重要な業務執行事項と定め、重要性の度合いに応じて具体的な付議・報告基準を定めて運用しています。取締役は、社内の決裁権限に基づき業務にあたり、業務執行状況を定期的に取締役会に報告しています。

取締役会に付議すべき事項以外の事項における意思決定及びその執行については、職務権限、職務分掌等を明確化した「組織規程」に基づき、社長ほか業務執行取締役、部門長に委任しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

金融商品取引所が定める独立性基準に従って、独立社外取締役を選任しています。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)*7名と監査等委員である取締役10名の計17名からなり、そのうち8名が社外取締役(うち女性2名)です。

取締役の選任にあたっては、業務の健全かつ適正な運営を確保するとともに企業価値を維持増大させるため、指名・報酬委員会への諮問を経た上で、社内取締役については、当社の経営及び各事業分野に精通した人材を、その構成に配慮しつつ選任するとともに、社外取締役については、より客観的に中立的立場から当社事業を評価・監督していただけるよう、企業経営者としての豊富な経験や幅広い知識、会計・財務・法務等の専門知識などスキルの多様性に加え、ジェンダー等も含めた全体のバランスを考慮した上で選任しています。

【補充原則4-11-2】

社外取締役の選任にあたっては、他社の役員等の兼任状況を把握した上で判断しており、上場会社の役員兼任状況については、毎年、株主総会招集通知及び有価証券報告書に開示しています。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の機能を向上させる観点から、その実効性について2021年4月に全取締役・監査役に対してアンケート調査を実施し、これらを基に取締役会にて分析・評価を行いました。

その結果、取締役会の構成や運営、ガバナンス体制について社内外の取締役・監査役から概ね高い評価を受けていることから、当社取締役会は適切に運営実施されており総じて実効性が確保されていると評価いたしました。

今後も社外役員への情報提供の拡充など更なる改善を行うことで、取締役会の実効性のより一層の向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役(監査等委員である取締役を含む。)*に対して、その役割・責務を果たすために必要な研修及び情報提供を適宜実施しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 基本的な考え方

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主・投資家の方々のご理解とご支援が不可欠であるとの認識のもと、株主・投資家の方々に正確な情報を公平にご提供し、長期的な信頼関係を構築しています。

(2) IR体制

株主・投資家の皆様との対話につきましては、企画部担当役員が統括し、企画部を事務局に、関係各部が連携してご説明しています。

(3) 対話の方法

報道機関に対して、四半期毎に決算説明を実施しています。また、株主の皆様のご要望に応じて適宜個別面談などを実施しています。

(4) 社内へのフィードバック

株主・投資家の皆様との対話内容は、必要に応じて、取締役にフィードバックしています。

(5)対話に際してのインサイダー情報の取り扱い

会社情報については、適時開示に関する規程に則って適正に管理しています。なお、株主・投資家の皆様との対話において、投資判断に影響を及ぼす恐れのあるインサイダー情報については、慎重に取り扱っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
四国電力株式会社	2,499,772	31.85
四電工従業員持株会	461,723	5.88
株式会社中国銀行	234,678	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	228,600	2.91
株式会社伊予銀行	222,625	2.84
株式会社百十四銀行	218,759	2.79
株式会社愛媛銀行	191,112	2.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	105,600	1.35
光通信株式会社	101,800	1.30
日本生命保険相互会社	88,017	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
---------------------------------	----

親会社の有無 更新	なし
------------------------	----

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期 更新	3 月
業種 更新	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新20 名
定款上の取締役の任期	更新1 年
取締役会の議長	更新社長
取締役の人数	更新17 名
社外取締役の選任状況	更新選任している
社外取締役の人数	更新8 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新6 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白井 久司	他の会社の出身者											
川原 央	他の会社の出身者											
森系 繁樹	他の会社の出身者											
真鍋 洋子	他の会社の出身者											
岡林 正文	公認会計士											
佐野 正	他の会社の出身者											
橋倉 莊六	他の会社の出身者											
平野 美紀	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h
- 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k
- その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

白井 久司	○		_____	電力業界における豊富な経験と会計・財務をはじめとする幅広い知識を有しており、当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えること、また、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えるためであります。
川原 央	○		_____	電力業界における豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えること、また、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えるためであります。
森系 繁樹	○	○	森系繁樹氏は、株式会社百十四銀行の出身であり、平成23年3月まで代表取締役専務執行役員、平成23年6月まで取締役を務めておりました。当社は同社と一般設備工事の請負等の取引実績があるものの、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	金融機関等における企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えること、また、中立・独立的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えるためであり、かつ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
真鍋 洋子	○	○	_____	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に関して女性の視点から客観的で有益な意見が得られると考えること、また、中立・独立的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えるためであり、かつ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
岡林 正文	○	○	岡林正文氏は、有限責任監査法人トーマツの出身であり、平成29年12月まで業務執行責任者を務めておりました。当社は会計監査人である同監査法人へ監査報酬等を支払っておりますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えること、また、中立・独立的な立場から取締役の業務執行状況等を適切に監査できると考えるためであり、かつ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
佐野 正	○	○	佐野正氏は、四国旅客鉄道株式会社の出身であり、平成18年6月まで常務取締役を務めておりました。当社は同社と一般設備工事の請負等の取引実績があるものの、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に加え、公益的な活動を通じた客観的で有益な意見が得られると考えること、また、中立・独立的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えるためであり、かつ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
橋倉 荘六	○	○	橋倉荘六氏は、株式会社タダノの出身であり、令和2年3月まで執行役員常務、現在は企画管理部門付顧問を務めております。当社は同社と一般設備工事の請負等の取引実績があるものの、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えること、また、中立・独立的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えるためであり、かつ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
平野 美紀	○	○	_____	長年にわたる法学専攻の大学教員としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に関して女性の視点から客観的で有益な意見が得られると考えること、また、中立・独立的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えるためであり、かつ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	10	2	2	8	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

当該使用人を監査等委員会の職務を補助するための専任組織である監査等委員会室に配置するとともに、人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重するなど、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任しており、内部監査を担当する部署として、社長直属の「考査室」を設置しています。

監査等委員会と会計監査人との連携状況は以下のとおりとなります。

- ・会計監査人の監査計画及び監査結果に関する報告会の実施
 - ・会計監査人の棚卸立会、事業所訪問など会計監査人の業務の適正性の確保体制を確認
- また、監査等委員会と考査室との連携状況は以下のとおりとなります。
- ・内部監査に関する計画や実施結果報告等に関する会合の開催

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

更新

指名・報酬委員会は、人事労務部担当役員を含む3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役としており、その委員は取締役会の決議により選任する。また、委員長は独立社外取締役の委員の中から同委員会の決議により選任する。同委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っており、取締役会からの諮問に応じて、取締役改選案や主要人事案、株式報酬を含む取締役報酬制度や取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別報酬等に関する事項などを審議し、取締役会に答申を行う。開催は議案の都度であるが、頻度は少なくとも年2回以上となっている。

【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

6名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

更新

その他

該当項目に関する補足説明

更新

取締役のインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。(詳細は、下記【取締役報酬関係】をご参照ください。)

ストックオプションの付与対象者 **更新**

該当項目に関する補足説明 **更新**

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2020年度の支払実績は以下のとおりです。
取締役を支払った報酬等: 176百万円[支給人数13名]
(うち社外取締役3名6百万円、取締役(社外取締役を除く。)に対して交付された株式報酬: 13百万円)
監査役に支払った報酬等: 44百万円[支給人数5名](うち社外監査役3名6百万円)
(注)1. 上記には、2020年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含みます。
2. 非金銭報酬等として取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容等は、後記の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」のとおりです。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬としての「定期月額報酬」及び中長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式報酬」から構成され、その個人別の報酬額を決定するに当たっての方針と手続は、以下のとおりとしております。

定期月額報酬については、各取締役が、各々の職位・職掌に応じて相協力して会社業績の向上に取り組むため、株主総会で決議された年額の範囲内で、各取締役の職位や会社業績等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会への諮問を経た上で、取締役会からの一任決議を受けて、代表取締役社長が決定しております。

譲渡制限付株式報酬については、監査等委員である取締役を除く取締役(以下、「対象取締役」という。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、株主総会で決議された年額及び1年当たりの割当株式の総数の範囲内で、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を割り当てることとしております。報酬額については、本制度の目的、各取締役の職位及び会社業績等諸般の事項を勘案の上、対象取締役に特に有利にならない範囲で決定するものとし、職位に応じた割当株式数を含む具体的な取扱いについては、取締役会で決議された株式報酬規程の定めによります。なお、各対象取締役に對する譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権の支給並びに譲渡制限付株式の発行または処分に係る事項は、指名・報酬委員会への諮問を経た上で、取締役会の決議により決定しております。

上記各報酬の構成割合については、企業価値の持続的な向上に向けた健全なインセンティブ付与の観点から、当面の間の目安として、譲渡制限付株式報酬の割合を1～2割程度としております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、「定期月額報酬」のみとし、株主総会で決議された年額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役は全て監査等委員である取締役です。

社外取締役に対しては、取締役会の開催前に資料を事前配付し、必要に応じて業務執行取締役等から補足説明を行うほか、社内の監査等委員である取締役(常勤)や監査等委員会室スタッフ(当社は、監査等委員を補佐する専任組織として「監査等委員会室」を設置しております。)が適宜情報連係を行うなど、サポートを行っております。また、社外取締役から求められた場合、関連部署が適切に情報の連係・報告を実施しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
宮内 義憲	相談役	経営陣からの相談事項に関する 助言など	非常勤・報酬有	2021/6/29	2年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 **更新** 1名

上記の「社長等退任日」には、代表取締役を退任した日を記載しております。
当社は、相談役及び顧問に関して社内規定を定めており、選任にあたっては、取締役会の決議を経ることとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

「取締役会」は、社長を議長として、監査等委員である取締役を含む取締役全員で構成し、原則として月1回開催し、法令、定款に定める事項に加え、取締役会規程で取締役会に権限を留保した重要な業務執行に関して意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について報告を行います。取締役17名のうち社外取締役は8名(うち独立社外取締役6名)となっております。

「常務会」は、社長を議長として、役付取締役全員で構成し、原則として月2回開催し、取締役会付議事項の事前審議及び取締役に委任された重要な業務執行等について決議・報告します。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名全員が役付取締役です。また、常務会には監査等委員会委員長も出席して意見を述べるができることとしております。

「監査等委員会」は、取締役常勤監査等委員を委員長として、監査等委員である取締役に構成されており、原則として月1回開催し、取締役の職務執行状況の監査を実施します。社外取締役は、監査等委員である取締役10名中8名(うち独立社外取締役6名)となっております。また、内部監査部門や子会社監査役及び会計監査人と密接に連携することで、より実効性のある監査に努めております。また、監査等委員会業務の一層の充実並びに実効性の向上を図るため監査等委員会室を設置し、2名の専任スタッフを配置しております。

なお、定款において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の員数はそれぞれ10名以内と定め、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任おります。また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、その選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、経営計画において、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開するとともに、経営管理に関する諸規程を整備し、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にして、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務運営をはかっています。こうした経営管理システムが適正かつ有効に機能しているかどうか確認するため、専任スタッフ5名からなる社長直属の「審査室」を設置し、内部監査を実施しています。

「会計監査」につきましては、有限責任監査法人トーマツと、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を結んでおります。前期に当社の監査業務を執行した公認会計士は、越智慶太氏及び、池田哲也氏(いずれも継続監査年数は7年以内)であり、補助者は公認会計士8名、その他13名でありました。なお、当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

「内部統制システム推進委員会」は、社長(委員長)他、取締役(監査等委員である取締役を除く。)により構成し、法令・倫理の遵守、業務の効率性確保や的確なリスク管理等の徹底を図るため、内部統制システムの整備を進めるとともに、これを適切に運用することを目的に設置しております。

「コンプライアンス推進委員会」は、社長(委員長)、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び企画・人事労務・総務の各部長により構成し、監査等委員会委員長も出席のうえ、コンプライアンスに関する基本方針や事案発生時の対応策及び再発防止策等を審議・決定しております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化に向け、監査等委員である取締役に取締役会での議決権を付する等により取締役会の監督機能を一層強化するとともに、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を実現するため、2021年6月29日開催の第70回定時株主総会での定款変更決議により、監査等委員会設置会社に移行しました。

本定款変更に関しては、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議により重要な業務執行の全部又は一部を取締役に委任できる旨を併せて決めました。これを受けて、取締役会規程の改定を決議し、重要性の判断基準等を見直すことにより、業務執行に関する意思決定の迅速化に向けた環境整備を行いました。

また、社外取締役は、取締役会及び監査等委員会の構成員であり、その選任にあたっては、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識や、会計・財務・法務等の専門知識などスキルの多様性に加え、ジェンダー等も含めた全体のバランスを考慮しております。これにより、当社の経営に関して幅広い視野から客観的で有益な意見が得られ、中立・独立の立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できる体制を整えております。

なお、当社は業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	「第70回定時株主総会招集ご通知」は、法定期限である2週間前よりも6日早い6月8日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンやスマートフォンなどを用いた、インターネットによる議決権の行使も可能としております。
その他	招集通知発送日の4日前に、東京証券取引所及び当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、経営理念、決算資料、株主総会資料などを掲載して、積極的な情報提供に努めています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員：常務取締役(企画部担当) IR担当部署名：企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「四電工グループ行動規範」及び「四電工グループ行動規範ガイドライン」において、お客さま、株主・投資家、取引先、従業員等、当社の様々なステークホルダーの立場を尊重し、適切に対応していく旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境方針」のもと、環境に優しい設備・サービスを提供するとともに、自らもエネルギー・資源の効率的な使用など、環境に優しい事業を推進しております。また、社会貢献として、地域とのふれあい活動も展開しております。
その他	役員への女性の登用については、社外取締役2名を選任しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、未来をひらく総合設備企業として、ゆとりとうるおいのある生活空間づくりを通じて、社会・経済・文化の発展に貢献していく上で、適法・適正かつ効率的な事業活動を行い、社会からの信頼を得ることが重要であることから、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保する体制」を以下のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の報告を受け、これを監督する。また、各取締役が自らの権限内で行う職務執行のうち重要なものについては、情報共有することにより、相互に監督する。
 - (2) グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、コンプライアンスに関する委員会を運営し、取締役自らが法令・企業倫理の遵守を積極的に推進する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、保存期間等の管理方法を定めた社内規程に基づき適切に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業運営に関するリスクについては、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行う。
 - (2) 経営に影響を及ぼすおそれのある突発的な危機については、危機管理に関する社内規程に基づき、迅速かつ的確に対応する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 経営計画において、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。
 - (2) 経営管理に関する社内規程において、各職位の責任・権限や業務の基本的な枠組みを明確にするとともに、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。
 - (3) 経営管理システムが有効かつ円滑に機能していることを確認するため、内部監査部門による監査を実施する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。
 - (2) 適法・適正な業務執行を確認する観点から、内部監査部門による監査を実施する。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社管理に関する規程に基づいて、計画及び業績に関する定期的な意見交換や経営上重要な事項が発生した場合の報告などにより、グループ内の緊密な情報連係を実施する。
 - (2) グループ各社の事業運営に関するリスクについては、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行う。
 - (3) グループ経営方針に基づき、グループ各社は、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。
 - (4) グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、グループ各社の取締役及び従業員は、法令・企業倫理の遵守を徹底する。
 - (5) グループ各社の業務の適正な遂行を確認するため、適宜、当社の内部監査部門による監査を実施する。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助する専任組織を置き、必要なスタッフを配置する。
8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「業務執行取締役等」という。)からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性に関する事項
 - (1) 監査等委員会のスタッフの職務執行について、業務執行取締役等の指揮命令からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性を確保する。
 - (2) 監査等委員会のスタッフの人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重する。
9. 監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 法令の定めによるもののほか、重要会議への監査等委員会である取締役の出席や社内報告制度により、グループ会社を含む重要な業務執行に関する事項について、監査等委員会に報告する。また、監査等委員会から求められた場合、適切に報告する。
 - (2) 監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、不利益な取扱いを行わない。
10. 監査等委員である取締役の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)のために必要な費用については、当社が負担する。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
業務執行取締役等と監査等委員会との定期的な意見交換などの実施や内部監査部門と監査等委員会の緊密な連係などにより、監査の実効性を高めるための環境整備を行う。
12. 反社会的勢力の排除に向けた体制
反社会的勢力からの不当要求等に対しては、グループ全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力とは断固として対決し、安易な妥協はしないことを経営方針の一つとしており、この旨をグループ行動規範及びグループ行動規範ガイドライン、また、業務の適正を確保する体制に明記しております。また、上記行動規範及びガイドラインに従業員に対し、社内研修等において継続して周知しております。

